

下関市教育委員会
議案第41号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1 下関市立豊東小学校の項中「下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1」を「下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1」に改め、同表 下関市立豊田中小学校の項中「下関市豊田町大字浮石字鳴ヶ浴685番地2」を「下関市豊田町大字浮石字久下1159番地1」に改め、同表 下関市立角島小学校の項から下関市立滝部小学校の項までを削り、同表に次のように加える。

下関市立豊北小学校	下関市豊北町大字滝部字常安1200番地
-----------	---------------------

別表第2 下関市立豊洋中学校の項中「下関市豊浦町大字黒井字馬神724番地1」を「下関市豊浦町大字黒井字馬神10724番地1」に改め、同表 下関市夢が丘中学校の項中「下関市豊浦町大字小串字夢が丘145番地」を「下関市豊浦町大字小串字夢が丘10145番地」に改める。

別表第4 下関市立豊東幼稚園の項中「下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1」を「下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1」に改める。

附 則

この条例中別表第1 下関市立豊東小学校の項及び下関市立豊田中小学校の項の改正規定並びに別表第2 下関市立豊洋中学校の項及び下関市立夢が丘中

学校の項の改正規定並びに別表第4 下関市立豊東幼稚園の項の改正規定は公
布の日から、別表第1 下関市立角島小学校の項から下関市立滝部小学校の項ま
でを削り、同表に1項を加える改正規定は令和2年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立角島小学校、下関市立阿川小学校、下関市立粟野小学校及び下關
市立滝部小学校を統合し、新たに下関市立豊北小学校を設置するため、山耕
地番の解消に伴い下関市立豊東小学校、下関市立豊洋中学校、下関市立夢が
丘中学校及び下関市立豊東幼稚園の所在地番を変更するため、及び下關市立
豊田中小学校の所在地の誤りを正すため。

議案第41号 参考資料

新 旧 対 照 表

日		新	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
下関市立豊東小学校	下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1 略	下関市立豊東小学校	下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1 略
下関市立豊田中小学校	下関市豊田町大字浮石字鳴ヶ谷685番地2 略	下関市立豊田中小学校	下関市豊田町大字浮石字久下1159番地1 略
下関市立角島小学校	下関市豊北町大字角島字正ノ田1768番地 下関市豊北町大字阿川字下宅野3755番地1 下関市立阿川小学校	下関市豊北町大字栗野字妙見3349番地 下関市立栗野小学校	下関市豊北町大字滝部字常安1200番地 下関市立滝部小学校
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
下関市立豊洋中学校	下関市豊浦町大字黒井字馬神724番地1 下関市立夢が丘中学校	下関市豊浦町大字黒井字馬神10724番地1 下関市豊浦町大字小串字夢が丘145番地 略	下関市豊浦町大字小串字夢が丘10145番地 略
別表第4(第5条関係)		別表第4(第5条関係)	
名称	位置	名称	位置
下関市立豊東幼稚園	下関市菊川町大字上大野字上ノ原20番地1 略	下関市立豊東幼稚園	下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1 略